

赤ちゃんが生まれたら・・・

出生届

赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内に名前を決めて届出をしましょう。また、出生届提出時に健康診査受診票綴内の出生連絡票・低出生体重児届出票を出生届と同じ窓口へお出しください。市は連絡票での出産の状況を参考に今後の保健サービスを提供します。

必要なもの 出生証明書、母子健康手帳、印鑑、保険証

届出窓口・問合せ先 市民生活課戸籍係 ☎248-9414

各支所地域振興課市民係 ☎背表紙(P24)をご覧ください

健康保険証の手続き

国民健康保険は市役所で、社会保険は職場で加入手続きをしましょう。赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内に手続きをしましょう。

必要なもの 保護者の身分証明書(免許証など)、保護者のマイナンバーが分かるもの

届出窓口・問合せ先 国民健康保険の方 : 健康保険課国民健康保健係、
各支所地域振興課健康保険係

☎背表紙(P24)をご覧ください

社会保険の方 : 職場

子ども医療費助成制度

日置市では、子どもの疾病の早期発見・早期治療を図るため、子ども医療費助成事業を行っています。

対象者 健康保険に加入し、本市に住所を有する中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもが対象となります。

※生活保護世帯、重度心身障害者医療費助成金受給資格者、ひとり親家庭等医療費受給資格者やその他の医療費扶助を受けている子どもは対象外です。

必要なもの 子どもの健康保険証、保護者の金融機関の通帳、印鑑

届出窓口・問合せ先 こども未来課子育て支援係、各支所地域振興課福祉係

☎背表紙(P24)をご覧ください



児童手当

児童手当は、中学校修了前まで(15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育している方(生計中心者※)に申請月の翌月分から支給されます。ただし、月の後半に出生や本市に転入をし、誕生日や前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請したときは、誕生日等の翌月分から支給されます。郵送申請も可能です。

支給時期 6月、10月、2月の10日に支給

必要なもの

申請者と配偶者のマイナンバー、印鑑、
申請者の健康保険被保険者証、申請者名義の預金通帳

届出窓口・問合せ先

生計中心者の住民票が日置市にある場合 : こども未来課子育て支援係、各支所地域振興課福祉係
☎背表紙(P24)をご覧ください

生計中心者がお子さんと別居している方 : 生計中心者の住民票のある市町村

公務員(一部除外あり)の方 : 勤務先

※生計中心者は、所得状況や世帯主、子どもの保険証扶養状況をみて総合的に判断します。

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

●児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。
●「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降の児童をいいます。

新生児聴覚検査

新生児期に実施する新生児聴覚検査の自己負担額を一部補助します。

助成金額 上限 3,000 円（聴覚検査と確認検査を含む）

償還払い制度 里帰り等で県外の医療機関で産婦健康診査を受診された場合、助成を受けられます。

問合せ先 健康保険課健やか母子係、各支所地域振興課健康保険係
☎ 背表紙（P24）をご覧ください

未熟児養育医療制度事業

出生児の体重が 2,000g 以下で、身体の発育が未熟なまま生まれた乳児を対象に、医療費等を助成します。

問合せ先 健康保険課健やか母子係、各支所地域振興課健康保険係
☎ 背表紙（P24）をご覧ください



産婦健康診査

日置市では、出産後の母体の心身の健康管理を目的に産婦健康診査受診券（2 回分）を発行しており、産後 2 週間後および 1 か月を目安に医療機関で産婦健康診査を受けることができます。

償還払い制度 里帰り等で県外の医療機関で産婦健康診査を受診された場合にも、助成を受けられます。ただし、健診項目を全て満たしていなければ対象にならない場合もありますので、事前に下記連絡先までお問合せください。

問合せ先 健康保険課健やか母子係、各支所地域振興課健康保険係
☎ 背表紙（P24）をご覧ください

こんにちは赤ちゃん訪問事業

生後 2 か月頃の赤ちゃんとお母さん全員に「こんにちは赤ちゃん訪問」の事業を実施しています。お電話にてお母さんのご都合の良い日を調整し、母子保健推進員が自宅に伺います。

問合せ先 健康保険課健やか母子係、各支所地域振興課健康保険係
☎ 背表紙（P24）をご覧ください

チャイルドシート無料レンタルサービス

（公財）鹿児島県交通安全協会日置地区協会と日置市役所では、チャイルドシートの短期間無料貸し出しを行っています。出産後や帰省時など、臨時的に必要な時に是非ご利用ください。

	貸出台数	対象者	貸出期間	問合せ先
交通安全協会	チャイルドシート 14 台 乳児用 2 台	鹿児島県交通安全協会の会員の方	最大 1 ヶ月	鹿児島県交通安全協会 日置地区協会 ☎ 273-1566
日置市役所	チャイルドシート 13 台	市内に住所がある方 (里帰り出産や帰省を含む)	最大 4 ヶ月	こども未来課子育て支援係 各支所地域振興課福祉係 ☎ 背表紙(P24)をご覧ください